

**屋外広告物の表示等に関する配慮事項及び  
配慮のポイントに対する措置状況説明書 目次**

1 【共通】			3 【地域別】		
○	(1) 周辺への配慮	P. 2		(1) 土地利用の特性	P. 6
○	(2) 規模・位置	P. 2	○	① 商業地	P. 6
○	(3) 形態・意匠	P. 2		② 住宅地	P. 6
○	(4) 色彩	P. 2		(2) 景観形成特別地区	P. 6
○	(5) 照明・光	P. 3		① 水辺景観形成特別地区	P. 6
○	(6) 新しい広告手法への対応	P. 3		② 外濠周辺景観形成特別地区	P. 6
○	(7) 第三者広告物のあり方	P. 3	○	③ 芝公園周辺景観形成特別地区	P. 7
<b>2 【種類別】</b>				④ 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区	P. 7
	(1) 屋上広告物	P. 4		⑤ 青山通り周辺景観形成特別地区	P. 8
	(2) 壁面広告物	P. 4		⑥ 環状2号線周辺景観形成特別地区	P. 8
	(3) 突出広告物	P. 4		⑦ プラチナ通り周辺景観形成特別地区	P. 8
	(4) 独立広告物	P. 4		⑧ 有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区	P. 9
	(5) 仮囲い広告物	P. 4		⑨ 三田通り周辺景観形成特別地区	P. 9
	(6) 窓面広告物	P. 4		⑩ 大門通り周辺景観形成特別地区	P. 9
○	(7) 広告幕（懸垂幕等）	P. 4		⑪ 神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区	P. 9
	(8) 広告旗（のぼり旗・バナー広告等）	P. 4		⑫ 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区	P. 10
	(9) 立看板	P. 5		(3) 景観資源や周辺への影響が大きい場所での配慮事項	P. 11
	(10) 日よけ	P. 5	○	① 大規模な公園・緑地周辺	P. 11
	(11) はり紙・はり札	P. 5	○	② 寺社が数多く立地する地域	P. 11
	(12) 映像装置付き広告物	P. 5	○	③ 歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺	P. 11
	(13) 自動販売機	P. 5		④ 東京タワー周辺	P. 11
				⑤ 大規模建築物等（大規模建築物を計画する場合）	P. 11

**※ 計画の場所および内容に応じ、必要なページを抜粋してご使用下さい。**

1 【共通】

(1) 周辺への配慮	
広告物を表示・掲出する場合は、周辺景観との調和や、建築物との一体性等について配慮する。特に、住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和に配慮する。 記載欄	建築物との一体性に配慮し、背景となる外壁面と調和するよう無彩色を中心としたデザインとした。
広告物の表示内容は、まちの魅力と価値を高められるようにデザインされたものにする。 記載欄	表示内容は、通行者に伝わりやすいよう最低限の情報とし、情報が乱立しないよう配慮した。
(2) 規模・位置	
高層の建築物における広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模について配慮する。 記載欄	5階バルコニー壁面への設置であり、西側公園内からも視認されるため、バルコニーの高さに合わせた大きさとする事で、周辺から過度に突出しないよう配慮した。
広告物の大きさは、視認上必要な規模とし、必要以上に大きくしないように配慮する。 記載欄	大きさは縦：1.5m、横：10mとし、通行者の目につきやすい大きさとしながらも、必要以上に大きくしないように配慮した。
同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないように配慮する。 記載欄	西側外壁面に対し設置箇所を一か所とし、複数表示しないように配慮した。
広告物の設置は、沿道を歩く人からの見やすさを考え、配置位置や配列に配慮する。 記載欄	近接する歩道や公園から見やすいよう5階外壁面の中心に配置した。
(3) 形態・意匠	
表示する情報量を抑えて、適度な余白を設け、文字は読みやすい文字を使用するなど内容が簡潔に伝えられるように、見え方に配慮する。 記載欄	表示内容をイベント名、開催期間、開催場所のみと最低限の情報とすることで、歩行者に伝わりやすいよう配慮した。
地域特性や商店街等のイメージに合わせて、積極的にデザインする。 記載欄	周辺に存在する公園や文化財に配慮し、無彩色を中心としたデザインとした。
交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔が見える形態・意匠とするなど、広告物が主張し過ぎないように配慮する。 記載欄	計画地は交差点に面していないため、該当なし。

(4) 色彩	
<p>色彩は、高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えて街並みから突出しないように配慮する。</p> <p>記載欄 建築物との一体性に配慮し、無彩色を中心としたデザインとした。</p>	
(5) 照明・光	
<p>光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものは避けるなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>記載欄 照明機器の設置はないため、該当なし。</p>	
<p>LEDビジョン等は、派手な色彩や動きの早い動画は避け、周囲の明るさに応じて輝度を調整するなど、周辺環境と調和するように配慮する。なお、高層部には原則設置しない。</p> <p>記載欄 LEDビジョンではないため、該当なし。</p>	
(6) 新しい広告手法への対応	
<p>プロジェクションマッピング等は、動きのある大きな映像を映すことが可能となるため、周辺景観に配慮して、企業や商品の宣伝を主目的とした映像は避ける。また、安全面や住環境に影響を与えないように配慮する。</p> <p>記載欄 プロジェクションマッピングでないため、該当なし。</p>	
<p>窓の内側から外部に向けて映像を発信するものは、外部に設置する広告物と同様、周辺環境に配慮する。</p> <p>記載欄 窓の内側への掲出はないため、該当なし。</p>	
(7) 第三者広告物のあり方	
<p>第三者広告物は、ただ単に目立つことばかりでなく、街を訪れる様々な人の立場に立って、心地のよい表示内容となるよう配慮する。</p> <p>記載欄 自家用広告物のため、該当なし。</p>	
<p>地域特性を加味した大きさや形状、位置、色彩、デザインとし、街並みと屋外広告物が相互に協調しながら場所の特徴を際立たせていくよう配慮する。</p> <p>記載欄 自家用広告物のため、該当なし。</p>	
<p>道路沿道に設置する場合は、信号機や交通標識等とまぎらわしいものは避け、道路交通の安全を妨げないような表示となるよう配慮する。</p> <p>記載欄 自家用広告物のため、該当なし。</p>	

## 2 【種類別】

(7) 広告幕（懸垂幕等）	
懸垂幕等の広告物は、建築物のデザインを損なわないような規模、位置となるように配慮し、設置数をできる限り抑える。	
記載欄	建築物との一体性に配慮し、色彩は無彩色を中心とした上で、設置個数を一箇所とした。

※屋外広告物が掲出される計画地に合わせ添付・記載が必要

## 3 【地域別】

### (1) 土地利用の特性

① 商業地	
商業地では、地域の特徴を取り入れるなど、地域の個性を生かした屋外広告物となるよう配慮する。	
記載欄	建築物の外壁と調和するよう高明度の無彩色を中心に計画することで、文化財の多い地域の中でも過度に突出しないよう配慮した。

### (2) 景観形成特別地区

③ 芝公園周辺景観形成特別地区	
芝公園周辺において屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の景観と調和した低彩度の色彩を基本とし、低明度の色彩は避けるよう配慮する。	
記載欄	建築物の外壁と調和するよう高明度の無彩色を中心に計画することで、文化財の多い地域の中でも過度に突出しないよう配慮した。

### (3) 景観資源や周辺への影響が大きい場所

① 大規模な公園・緑地周辺	
大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮する。	
記載欄	西側に位置する都立芝公園の緑を背景としたときに、屋外広告物が過度に突出しないよう、無彩色を中心に計画することで、緑との調和に配慮した。
② 寺社が数多く立地する地域	
寺社が数多く立地する地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気との調和に配慮する。	
記載欄	建築物の外壁と調和するよう高明度の無彩色を中心に計画することで、文化財の多い地域の中でも過度に突出しないよう配慮した。
③ 歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺	

建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、歴史的建造物に調和した街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

建築物の外壁と調和するよう高明度の無彩色を中心に計画することで、文化財の多い地域の中でも過度に突出しないよう配慮した。

建築物の低層部における屋外広告物は、歴史的建造物との調和や街並みの連続性を妨げることをないよう、過度な表示・掲出をしないよう配慮する。

記載欄

建築物の外装と調和するよう無彩色を中心に計画することで、文化財の多い地域の中でも過度に突出しないよう配慮した。